

# 千葉県報

定例  
令和8年3月27日

第14129号

令和8年3月27日(金曜日)

千葉県報

## 主要目次

○	調理師法に基づく指定試験機関の所在地の変更	一
○	令和八年度国民健康保険事業費納付金の額の算定に用いる係数	一
○	特定計量器の定期検査の実施	一
○	道路区域の変更	二
○	都市計画公園事業の事業計画の変更認可	二
○	公安委員会告示	二
○	指定講習機関の変更の届出	三
○	道路交通法第百八条の三十二の二第一項の規定による運転免許取得者等教育の認定	三
○	道路交通法第百八条の三十二の三第一項の規定による運転免許取得者等検査の認定	三
○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(六件)	四
○	都市計画用途地域の関係図書の縦覧	六
○	都市計画高度地区の関係図書の縦覧	六
○	都市計画地区計画の関係図書の縦覧	六
○	土地区画整理組合の理事の住所の変更	七
○	都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧	七
○	監査委員公告	七
○	監査の結果に係る措置の内容の公表	七
○	包括外部監査人の監査の結果に関する報告の公表	七
○	包括外部監査の結果に係る措置の通知の公表	七
○	特定調達公告	七
○	入札公告(二件)	七
○	落札者等の公告(七件)	八

## 告示

## 示

千葉県告示第百五十六号  
調理師法施行令(昭和三十三年政令第三百三十三号)第二条の二第二項の規定により、指定

試験機関である公益社団法人調理技術技能センターから、主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。  
令和八年三月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 変更後の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地

東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一号

二 変更年月日

令和八年一月二十六日

### 千葉県告示第百五十七号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第九条第三項、第五項及び第八項、第十条第三項及び第六項、第十一条第三項及び第六項並びに第十一条の二第三項及び第六項の規定により、令和八年度分の国民健康保険事業費納付金の額の算定に用いる医療費指数反映係数その他の係数を次のように定める。  
なお、この告示は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

係数の種類	係数の数値
医療費指数反映係数	〇・六
一般納付金所得係数	一・一一七五四九〇一二八四五
一般納付金基礎額調整係数	一・〇四九八一〇七〇七四八三
後期高齢者支援金等納付金所得係数	一・一〇四七八二七一六一三三一
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九九三七五六
介護納付金納付金所得係数	一・〇六八三八二五七二二二五六
介護納付金納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九九〇六六六
子ども・子育て支援納付金納付金所得係数	一・一一七五四九〇一二八四五
子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九九三〇五九一

### 千葉県告示第百五十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年三月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項第一号に規定する特定計量器

の定期検査(特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。)

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
茂原市	令和八年六月十二日	茂原市道表一番地 茂原市役所	午前十時三十分から午後三時まで
流山市	令和八年六月十八日	流山市美原一丁目一五八番地の二 流山市北部公民館	〃
	令和八年六月十七日	流山市名都借七五六番地の四 流山市東部公民館	〃
	令和八年六月四日	流山市西初石四丁目三八一番地の二 流山市初石公民館	〃
	令和八年六月五日	流山市南流山三丁目三番地の二 流山市南流山センター	〃
	令和八年六月八日	流山市平和台一丁目一番地の二 流山市役所	〃
長生郡一宮町	令和八年六月三十日	長生郡一宮町一宮二、四六〇番地 一宮町中央公民館	〃
長生郡長生村	令和八年六月二十日	長生郡長生村岩沼二、一一九番地 長生村文化会館	〃
長生郡白子町	令和八年六月二十日	長生郡白子町関五、〇七四番地の二 長生郡白子町役場	〃
	令和八年六月二十日	〃	〃

備考  
 一 検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。  
 二 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、知事が別に指定する日時に千葉県計量検定所において行う。

千葉県告示第百五十九号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び葛南土木事務所において、令和八年三月二十七日から三週間、縦覧に供する。  
 令和八年三月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 船橋行徳線  
 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
市川市田尻五丁目一四番七地先から田尻二丁目二二三番二八地先まで	前A 後B	七・二八メートルから二三・〇二メートルまで 一一・〇一メートルから二五・〇三メートルまで	二四三・四一メートル 二四三・四一メートル	A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 A及びBのうち二四三・四一メートルは、一般国道二百九十八号と重用となる。

千葉県告示第百六十号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
 令和八年三月二十七日

- 千葉県知事 熊谷 俊人
- 一 施行者の名称  
船橋市
  - 二 都市計画事業の種類及び名称  
船橋都市計画公園事業二・二・一六六号かいなん公園
  - 三 事業施行期間  
令和七年二月七日から令和九年三月三十一日まで
  - 四 事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第8号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定による指定講習機関について次のとおり変更届があった。

令和8年3月27日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲生

特定講習の種類別名称	指定講習機関の名称	変更に係る事項		変更年月日
		変更前	変更後	
原付免許に係る初心運転者講習	京葉自動車教習所	代表者の氏名	菊地 和彦	令和4年3月22日
		変更後	稲葉 宗和	
準中型免許及び普通免許に係る初心運転者講習	木更津自動車学校	代表者の氏名	田丸 幸男	令和5年3月25日
		変更後	細野 幸男	

千葉県公安委員会告示第9号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、次のとおり運転免許取得者等教育を認定した。

令和8年3月27日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲生

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称及び所在地	運転免許取得者等教育の課程の区分	運転免許取得者等教育の課程の名称	認定年月日

株式会社千葉中央自動車学校 千葉市若葉区加曾利町868番地 曾利町868番地 木村 智信	千葉中央自動車学校 千葉市若葉区加曾利町868番地	運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和7年2月13日
株式会社市川自動車教習所 市川市柏井町一丁目1, 463番地 保戸田 真士	市川自動車教習所 船橋市藤原一丁目3番1号	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和7年2月14日

千葉県公安委員会告示第10号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、次のとおり運転免許取得者等検査を認定した。

令和8年3月27日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲生

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地	運転免許取得者等検査の方法の区分	運転免許取得者等検査の方法の名称	認定年月日
株式会社千葉中央自動車学校 千葉市若葉区加曾利町868番地 曾利町868番地 木村 智信	千葉中央自動車学校 千葉市若葉区加曾利町868番地	運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定規則」という。）第1条第1号及び第2号に掲げる方法	認知機能検査同等方法及び運転技能検査同等方法	令和7年2月13日
株式会社市川自	市川自動車教習所	認定規則第1条第	認知機能	令和7年2

動員講習所 市川市柏井町一丁目1, 463 磯地 保戸田 真士	船橋市藤原一丁目3 5番1号	1号及び第2号に掲げる方法	検査同等 方法及び 運転技能 検査同等 方法	月14日
--	-------------------	---------------	------------------------------------	------

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和八年三月二十七日から七月二十七日まで縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月二十七日から七月二十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
令和八年三月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カインズホーム茂原店  
茂原市腰当字北川端六五四番地二ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社カインズ 代表取締役 高家正行  
埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号
- 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅
- 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社カインズ 代表取締役 高家正行
- 5 変更年月日  
平成三十一年三月一日
- 二 届出年月日  
令和八年三月四日
- 三 縦覧場所  
千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。  
その届出は、令和八年三月二十七日から七月二十七日まで縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月二十七日から七月二十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
令和八年三月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ベイシア佐倉店  
佐倉市寺崎特定土地区画整理事業一〇街区一画地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁  
群馬県前橋市亀里町九〇〇番地
- 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社ベイシア 代表取締役 土屋嘉雄
- 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁
- 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
株式会社ベイシア 代表取締役 土屋嘉雄ほか  
群馬県前橋市亀里町九〇〇番地ほか
- 6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁ほか  
群馬県前橋市亀里町九〇〇番地ほか
- 7 変更年月日  
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
令和四年七月四日  
(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
令和七年三月三十一日ほか
- 二 届出年月日  
令和八年一月三十日
- 三 縦覧場所  
千葉県商工労働部経営支援課及び佐倉市経済環境部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和八年三月二十七日から七月二十七日まで縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月二十七日から七月二十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和八年三月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

M E G A ドン・キホーテ柏店

柏市富里三丁目八一〇番一五三ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田賢一

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹

東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 鈴木康介ほか

東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号ほか

5 変更年月日

令和七年七月一日及び同年九月二十六日

二 届出年月日

令和八年一月十六日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和八年三月二十七日から七月二十七日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月二十七日から七月二十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和八年三月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア市原八幡店

市原市八幡字海岸二、三八一番五ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁

群馬県前橋市亀里町九〇〇番地

3 変更前の大規模小売店舗の名称

ベイシア市原店

4 変更後の大規模小売店舗の名称

ベイシア市原八幡店

5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ベイシア 代表取締役 土屋嘉雄

6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁

7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ベイシア 代表取締役 土屋嘉雄

8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁ほか

群馬県前橋市亀里町九〇〇番地ほか

9 変更年月日

令和七年四月一日

(一) 大規模小売店舗の名称

令和七年四月一日

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

令和四年七月四日

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

令和六年六月二十四日ほか

二 届出年月日

令和八年一月三十日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和八年三月二十七日から七月二十七日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月二十七日から七月二十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和八年三月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア富里店

富里市七栄北新木戸土地区画整理事業一街区一画地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ベイシア 代表取締役 土屋嘉雄

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ベイシア 代表取締役 土屋嘉雄ほか

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁ほか

7 変更年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

令和四年七月四日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

令和七年三月三十一日ほか

二 届出年月日

令和八年一月三十日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和八年三月二十七日から七月二十七日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月二十七日から七月二十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和八年三月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム茂原店

茂原市腰当字北川端六五四番地二ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社カインズ 代表取締役 高家正行

3 駐輪場の位置の変更

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

4 駐車場の自動車の出入口の位置の変更

令和八年三月五日

5 変更年月日

令和八年三月四日

二 届出年月日

令和八年三月四日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

令和八年三月二十七日君津市の変更に係る君津都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する

同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧

に供する。

令和八年三月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

令和八年三月二十七日君津市の変更に係る君津都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する

同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧

に供する。

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

令和八年三月二十七日君津市の変更に係る君津都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する

同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧

に供する。

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

令和八年三月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和八年三月二十七日君津市の決定に係る君津都市計画地区計画大和田坂田キャンパス地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県国土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

土地区画整理組合の理事の住所の変更

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、成田市不動産岡土地区画整理組合から次のとおり理事の住所の変更の届出があった。

令和八年三月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

氏名	住所	
	変更前	変更後
鈴木 秀雄	成田市不動産岡二、二二五番地一	成田市不動産岡一、八一六番地二

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和八年三月二十七日我孫子市の変更に係る我孫子都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県国土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

監査委員 公告

監査の結果に係る措置の公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、当該措置の内容を別冊のとおり公表する。

令和八年三月二十七日

千葉県監査委員 小倉 明

千葉県監査委員 川口 明浩  
千葉県監査委員 實川 隆  
千葉県監査委員 坂下 しげき

包括外部監査人の監査の結果に関する報告の公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十七第五項の規定により、包括外部監査人草薙信久から監査の結果に関する報告の提出があったので、別冊のとおり公表する。

令和八年三月二十七日

千葉県監査委員 小倉 明  
千葉県監査委員 川口 明浩  
千葉県監査委員 實川 隆  
千葉県監査委員 坂下 しげき

包括外部監査の結果に係る措置の通知の公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定により、令和五年度及び令和六年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別冊のとおり公表する。

令和八年三月二十七日

千葉県監査委員 小倉 明  
千葉県監査委員 川口 明浩  
千葉県監査委員 實川 隆  
千葉県監査委員 坂下 しげき

特定調達公告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和八年三月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和八年三月二十七日

千葉県立館山総合高等学校長 古川 昌彦

落札者等の公告  
別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年3月27日

千葉県知事 熊谷 俊 人

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年3月27日

千葉県企業局千葉工業用水道事務所長 山 岡 進

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年3月27日

千葉県企業局千葉工業用水道事務所長 山 岡 進

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年3月27日

千葉県企業局葛南工業用水道事務所長 須 藤 忠 雄

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年3月27日

千葉県企業局君津工業用水道事務所長 上 田 信 幸

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年3月27日

千葉県病院局長 山 崎 晋一朗

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年3月27日

千葉県循環器病センター病院長 中 村 精 岳

購読料 本号(別冊を含む。) 一部 五八一円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八